

豊橋市民病院  
訪問理美容事業者  
募集要項

令和元年 1 1 月 豊橋市民病院

## 1. 募集概要

豊橋市民病院において、老衰や心身の障害及び疾病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である者に対して、豊橋市民病院内で訪問理美容サービスを実施し、入院患者が清潔で快適な生活環境を保持するために事業者を募集するものです。

## 2. 応募資格

- (1) 理（美）容師法第 11 条第 1 項に基づき開設の届出をし、同法の規定に基づき都道府県知事の検査を受け、その構造設備について検査確認を受けた者
- (2) 国税、都道府県税及び市税を滞納していない者であること
- (3) 当院の理美容業務において適用される賠償責任保険に加入していること  
(施設、設備等を損傷した場合は賠償していただきます)
- (4) その他本募集要項で示す条件等を全て満たすこと

## 3. 応募申込手続き

本募集に参加しようとする方は、以下により応募申込みの手続きをして下さい。

### (1) 受付期間

令和元年 11 月 1 日（金）から令和元年 11 月 15 日（金）までの  
平日 8 時 30 分から 17 時まで（厳守）

### (2) 提出書類

下記について提出してください。

- ・ 応募参加申込書（様式第 1）
- ・ 理美容メニュー、料金表、サービス実施時間及び事業者情報等の一覧表  
（[A 4] 1 枚で利用者が分かりやすいもの）
- ・ 検査確認証の写し
- ・ サービスを実施する者の理（美）容師免許証もしくは理（美）容師免許証明書いずれかの写し
- ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）・都道府県税（法人県民税、法人事業税）・市税（法人市民税）を滞納していないことについて、国および申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類（直近 1 年度分）
- ・ 理美容業務に関する賠償責任保険証の写し

### (3) 提出方法

持参に限ります。郵送等は受理しません。

### (4) 提出先・連絡先

〒441-8570 愛知県豊橋市青竹町字八間西 50 番地  
豊橋市民病院 診療棟 3 階 事務局管理課施設担当 まで  
TEL (0532) 33-6365 FAX (0532) 33-6177

#### (5) その他

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類については、本募集に係る事項にのみ使用します。
- ・応募に係る一切の費用は申込者の負担とします。
- ・提出された書類の他に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- ・書類の内容について、確認または問い合わせを行うことがあります。

#### 4. 事業者の審査と承認等

提出された申請書等を基に書類審査を行い、承認の可否を決定します。

決定後速やかに承認書（様式第2）を送付いたします。

#### 5. 事業者登録

承認された事業者は当院における訪問理美容事業者リストに登録し、各病棟で入院患者が閲覧できるようにします。

（リストは事業所名の五十音順で表示いたします）

#### 6. 承認の取消

次の場合には、承認を取り消すことがあります。

- ・著しく社会的信用を損なう等により事業者として相応しくないと当院が判断した場合
- ・事業者が申込者としての資格を失った場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・患者及び病院に不利益を及ぼした場合

#### 7. 事業終了時の手続き

各事業者側の都合により、「14. 事業実施期間」内に当院における訪問理美容事業を継続できなくなった場合、事業終了届（様式3）を提出していただき、訪問理美容事業者リストから外させていただきます。

ただし、承認事業者がいなくなり「15. 今後の公募予定」で示した時期とは別に新たに公募しなくてはならなくなった場合、最大2か月間事業終了日を延長してもらう場合があります。

## 8. 募集に係る現地説明会について

現地見学および説明会を下記のとおり開催します。説明会に参加しなくても応募はできますが、新規応募予定の方は可能な限り出席してください。

- (1) 説明会日時 令和元年 11 月 8 日 (金) 13 時 30 分 (厳守)
- (2) 説明会集合場所 豊橋市民病院 診療棟 3 階 事務局管理課

## 9. 病院概要

- (1) 施設名 豊橋市民病院 (開設者 豊橋市長 佐原光一)
- (2) 所在地 愛知県豊橋市青竹町字八間西 50 番地
- (3) 病院の規模 (令和元年 4 月 1 日現在)  
病床数 800 床 (一般 780 床、結核 10 床、感染症 10 床)
- (4) 訪問美容実績 平成 30 年度 119 件/年
- (5) 現在の訪問美容業者 3 者

## 10. 関係条例等

下記の関係条例等を順守すること。

- ・ 豊橋市理容師法施行条例
- ・ 豊橋市美容師法施行条例
- ・ 出張理容・出張美容に関する衛生管理要領  
(厚生労働省健康局長通知 平成 19 年 10 月 4 日 健衛発第 1004001 号)

### 11. 事業実施環境

- (1) サービスは原則病棟の清拭洗髪室を利用 (洗髪用流し、椅子はあります)
- (2) 理美容に必要な器材類は全て事業者が持参する
- (3) 光熱水費 (電気・上下水道) は市の負担とする
- (4) サービス実施時間は平日の 12 : 00 ~ 16 : 00 とする

### 12. 理美容メニュー及び料金設定について

カット、シャンプー、顔剃りは実施可能ですが、パーマ、白髪染め等は臭気や色染めの問題があるため実施不可。また、料金設定の指定はありません。

(料金設定は各事業者によりますが、協議させていただくことがあります)

### 13. 事業実施フロー

- (1) 訪問理美容を利用したい入院患者は、その旨を病棟の担当看護師に申し出る
- (2) 入院患者は担当看護師から洗髪許可及び予約希望日時の許可を得る
- (3) 担当看護師は入院患者の洗髪許可及び予約希望日時の治療等の予定を確認した上で「訪問理美容について」冊子を入院患者に渡す
- (4) 入院患者は「訪問理美容について」冊子内の業者登録リストから希望する事業者を選択して、直接事業者へ連絡し予約をする
- (5) 入院患者は「訪問理美容予約票」を記入し、担当看護師に渡す
- (6) 担当看護師は「訪問理美容予約票」をもとに清拭洗髪室の予約をし、「訪問理美容予約票」を入院患者に返却する
- (7) 事業者は来院したら該当する入院病棟スタッフステーションを訪ね、病室まで入院患者を呼びに行く
- (8) 入院患者は「訪問理美容予約票」を事業者に渡す
- (9) 料金支払いは患者と事業者とで直接行う
- (10) 終了後、事業者は作業場の清掃を十分行い、入院病棟スタッフステーションへ終了を告げる(作業により発生したゴミ(髪の毛等)は事業者にて持ち帰る)
- (11) 事業者は「訪問理美容予約票」を事務局管理課施設担当へ届ける

### 14. 事業実施期間

令和元年12月2日(月)事業開始日～次回募集における事業開始予定の前日まで  
(事業開始日は12月2日以降であれば応相談)

### 15. 今後の募集予定

3年を目途に再度募集を行う予定です(次回は令和4年度の予定)。  
ただし承認事業者が業務終了や承認取り消しによりいなくなり、訪問理美容が円滑に実施できなくなることが明らかになった場合には、随時募集を行います。